

# 幼・小における造形活動と指導内容における教師の役割

## - 子どもの表現を育むための観点の考察 -

### The role of teachers in creative activities and guidance

### contents in young children and primary school

### -A study on the viewpoint of nurturing expressiveness of

### children-

野村 真弘

nomura masahiro

#### 要 約

平成 12 年以降に施行された幼稚園教育要領を参照してみると、幼児表現の素朴さを教師は受容し、意欲を受け止める立場にあることが明記されている。平成元年の幼稚園教育要領においては、「生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること」という明記であり、子どもの表現に対する大人の在り方について、切実さを感じさせる。一方的な技術指導が反省された現在、教師は子どもの表現に対していかなる役割を担っているのだろうか。幼、小学校での造形表現において、遊びを通じて学ぶことの重要性は共通している。遊びが中心である幼稚園・保育園、小学校教育においては造形遊びをする活動が、図画工作の指導内容全般に渡っている。領域と教科として、基本となる概念は異なっているが、両機関ともに共通する、遊びを通じた学びにおいて、教師は子どもたちの表現を受容する・受け止める、という役割を担っている。やがて訪れることになるだろう表現の危機を前に、様々な表現の可能性があることに気付き、自分らしさや、自分の気持ちや考えを、自らかたちにすることができるという体験は、大きな利点を生んでいこうと考えられる。そのような表現の根本を担うものが幼児期における活動であるならば、それを支える教師の役割はますます重要であろう。

#### 1. はじめに

人は何かを表現するにあたり、言葉を話す、文字を書くといった、言語的な表現に頼らざるを得ない。一方で、体を動かす、絵を描くといった行為は非言語的な行動でもある。言語的に未発達な子どもたちが、体を動かしたり、絵を描いたりするという行為は、言語に依らず表現するための貴重な媒体なのである。私たちは成長に伴い、ものごとを気ままに表現し続けることの困難さを理解している。だからこそ、子どもたちの非言語的な表現に対し、時折胸を打つのである。しかしながら、

子どもたちの表現に対して、大人の関わり方には未だ課題があるようだ。平成 12 年施行の幼稚園教育要領を参照してみると、幼児表現の素朴さを教師は受容し、意欲を受け止める立場にあることが明記されている。この点は平成 29 年に告示された新幼稚園教育要領においても変更はない。平成元年による項目においては、「(略)生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないようにすること」という明記がなされており、子どもの表現に対する大人の在り方について、切実さを感じさせる。本稿では、このような、子どもたちの表現における、教師の役割について考察する。

## 2. 幼児の表現とその指導内容

### 1. 幼稚園教育要領、及び保育所保育指針における、幼児の表現への教師の関わり

一方的な技術指導が反省され、現在教師は子どもの表現に対していかなる役割を担っているのだろうか。平成 29 年度に告示された幼稚園教育要領、及び保育所保育指針をもとに示そうと思う。第 1 章で述べたように、教師は子どもの表現を受容し、表現しようとする意欲を育む役割である。そのために、生活経験や発達に応じ、様々な素材や表現の仕方に触れる機会をつくるのである。平成元年における幼稚園教育要領においては、「生活と遊離した特定の技能を身に付けさせるための偏った指導を行うことのないように」という表記であった。逆説的に、以前までの現場ではそのような指導が行われていたであろうということが推測できる。平成 12 年以降の改定により、文言は「幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。」と変更された。領域ごとの文言において、それぞれ自らの積極性に基づいた、自由な活動を取り上げていることから、教師が子どもの表現を受容する・受け止める、という役割はますます重要となってくるであろう。保育所保育指針では、領域・表現における内容の取扱いにおいて、「子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。」<sup>1)</sup>又、「子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。」としている。また、厚生労働省による保育所保育指針解説書においては、「(略)生活経験や意欲と遊離した特定の技能の習得に陥らないよう配慮する」ことが大切であると明記されている。両方針を紐解いてみれば、教師は子どもの表現にあたり、共に寄り添い、受容することを担っていることがわかる。

### 2. 遊びを中心とした表現活動

29 年度において改定された幼稚園教育要領では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として 10 の項目が追記されている。そのうち、社会生活との関わりとして、遊びや生活に必

要な情報を取り入れることが望まれている。以前より、遊びを通して学ぶことの必要性は提唱されていた。子どもの自発的な「遊び」という名称が前文に記載され、そうした方針はより強化されているものと考えられる。新幼稚園教育要領において、前文、第一章総則をはじめ、第二章各領域の項目に渡り、遊びと、それに関する学習の重要性を見ることができる。造形表現においても、遊びとの関わりは密接である。そもそも造形活動が子どもたちにとって遊びの一つであることを含め、身近な自然や人工物、空間に対して、体感を通して関わっていく活動そのものが、造形的な遊びと呼べる。1970 年代に造形的な遊びとしての学習が見られ、現在では保育や小学校の現場においては造形遊びとして位置付けられている。花篤實・岡田愨吾編集による『新造形表現 理論・実践編』によれば、遊びの設定として以下の 5 点が挙げられている。1. 子どもにとって興味のある活動であること。2. 子どもたちの経験とつながっていること。3. 遊びに展開があること。4. 子どもにとって自由が保障されていること。5. 活動が楽しいこと。である(\*1)。両者による観点は、1. 保育者として、子どもたちそれぞれの日々の生活、発達段階の理解、好きな遊び、流行っている遊びを把握し、臨機応変に適応させることによって毎日の保育を考える。2. 興味の基本が実際の生活と結びついていることから、子どもたちにとってはじめての体験、感動的な原体験を提供する。3. 子どもが自発的に遊べるように、環境を整え、保育者の言葉がけや援助を行う。4. 子どもが安心して自分の考えを表現したり、繰り返したりする状態を環境設定として用意する。5. 子どもが楽しいという基準は曖昧であるが、活動の様子を見守り、表情や態度から実際に把握できるよう努める。とある。遊びを通じた表現活動は、小学校における図画工作科においても実施されていくことになる。特定の技術指導に偏ることなく、遊ぶことの喜びと学び、発見を培うことで後述する幼-小接続への観点へも繋がるであろう。

## 3. 小学校における表現活動とその指導内容、幼-小連携の観点

### 1. 幼-小接続の観点

これまで、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づいた、造形表現における教師の役割についてみてきた。29 年度に告示された幼稚園教育要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校教育と共有を図るといった、より具体

的なかたちでの表記が行われた。また、新保育所保育指針においても、第二章-4-(2)において小学校との連携の必要性を明記している。新幼稚園教育要領と同様に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を、活動全体を通して資質、能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿として、共有することが望まれている。保育と小学校との教育の連携は、平成20・21年以降、推進されてきた。そこには、遊びを通じた学びが中心となる保育から、教科中心の学びへと移行する際の、子どもの戸惑いが背景にある。保育と小学校との教育の連携は、幼保・小、双方の機関がお互い歩みより、考えていかなければならない。以下は、文部科学省による、幼小連携における観点の一例である(\*2)。

#### <幼稚園>

- ・話す態度や聞く態度を身に付けるために、視覚的な教材等を用いたりしながら自ら話を聞こうとするように工夫する。
- ・絵をかいたり、粘土をしたり、話をきいたりする時等、椅子に座っての活動を取り入れる。
- ・大勢の前で発言したり発表したりする機会を設ける。
- ・課題活動を取り入れ、グループの友達と相談したり行動したりする機会を設ける。
- ・人の話を聞く時と自分の話をする時の区別ができるようにする。

#### <小学校>

- ・視覚的な教材を増やし、子どもが興味をもって授業に取り組めるように工夫する。
- ・いつも同じ教室で着座して受ける授業だけでなく、着座しない授業や教室以外の場所での授業を行うなど、バリエーションに富んだ授業も取り入れて環境の変化をつける。
- ・勉強したい気持ちを大切に、鉛筆の持ち方や、運筆・姿勢、授業中は席に座っていること、話し方のきまり(一人一人手を挙げて発言する、みんなに聞こえるように話す、人と同じでも「同じです」と言うことで自分の意見を伝える)等の集団での学び方を伝え、身に付ける。
- ・教室内の環境を工夫し、掲示物を活用する。

岡健・金澤妙子らは、「間違っても小学校の教育を先取りして準備教育まがいのことを行うことではない」と述べている(\*3)。教科に固定した内容を考えてばかりいると、子どもが何を獲得したかという評価のまなざしだけで子どもをみることと

なる。両者によるところの、今を生きる子どもの実態、1.何を面白がっているのか。2.どうしようとしているのか。3.どうしてほしいのか。といった見落としがないようにしたい。

## 2. 図画工作科学習指導要領における造形表現の観点

(学習指導要領における1・2年生の項目を主として)

実際に小学校図画工作科において、どのような観点により造形活動が行われるのだろうか。幼稚園・保育園において密接に関係することになるであろう、1・2年生の小学校学習指導要領を基にみていきたい。目標としては以下の通りである。

### 第1学年及び第2学年の目標

- (1)対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくり表したりすることができるようにする。
- (2)造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の周りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3)楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。

平成29年告示小学校学習指導要領 第3章第1節 第1学年及び第2学年の目標と内容より

目標は、それぞれに(1)知識及び技能、(2)思考力、判断力、表現力、(3)学びに向かう力、人間性等と対応している。平成29年に告示された小学校学習指導要領では、造形遊びをする活動が「A 表現」全般に渡る内容として明記された。発想や構想に関する項目として、絵や立体に表す等の活動を通した「思考力、判断力、表現力」。技能に関する項目として、絵や立体に表す等の活動を通した「技能」。造形遊びはこの両方に渡り、それぞれ「思考力、判断力、表現力」及び、「技能」を育成することが狙いとされている。以上のことから、小学校図画工作における造形遊びの比重はとて大きいことがわかる。幼稚園・保育園に際し、遊びを通じた学びが、今後の小学校過程においても有効である。しかしながら、造形遊びにおける評価には困難さが伴う。子どもの自己評価、友達による評価、指導者による評価等、多様な評価軸による総合的な判断が必

要であろう。造形遊びに関する評価方法については、各地でさまざまな先行研究がなされている。今後の研究課題としたい。

#### 4. 考察 表現を育てるための観点

##### 1. 成長における表現の危機(中学年以降の表現)、自分らしさの表現を育むために

v. ローウエンフェルド (Victor Lowenfeld) は絵画表現に対し、幼児期から高校までの段階に応じた目標と指導方法の研究で知られている。彼によれば、9～11歳ごろへ差し掛かると、図式的な表現から実物の様に描こうとする時期がくるとされている(\*4)。写実への目覚めは13歳以後になると、行き詰まりを見せ、しだいに絵を描く興味が失われていくとされる。実際に身の周りにも表現に対する関心が乏しい人は目立つ。しかしながら、一方で、表現することが好きでいられる人もいる。その違いはどのようなところから生じてくるのだろうか。

写実的な表現へと目覚めるということは、同時に自らの絵が比較の対象物となるということでもある。実際の対象から、いかにずれているか、他者の表現といかに違うか、そうした比較に晒されることになる。そのような比較の中で、修正と描写を繰り返していくことになる。それには、大変な労力を要するものであるが、その分満足いくものが仕上がった際の達成感は大きい。しかし、表現する行為には写実的なもの以外に多種多様なものがあるということを忘れてはいけない。様々な表現の可能性があることに気づき、自分らしさや、自分の気持ちや考えをかたちにし、成し遂げるという体験は、本人の成功体験として、今後の成長に大きな利点を生んでいくだろうと思う。中学年以降の教師の役割として重要な点は、行き詰まりをみせた生徒に対し、どれだけ、本人が選択しうるかたちでもって、表現の多様性を示し、寄り添うことができるのか、というところではないだろうか。表現の多様性とは、ひいては、幼児期における基礎的な体験の重要性である。幼・小における造形活動を支える教師の役割として大切であろう。

#### 5. おわりに

本来であれば、表現するという行為は何も特別なことではない。表現を広義の意味でとらえれば、我々が何気なく

言葉を話すことや、文字を書くことはもちろん、趣味や服装に至るまで、その人なりの表現である。しかし、教科としての表現となると、途端に形式張ったものを前提に持ち出すというくらいがみられる。幼児の造形表現が、言語に依らない伝達的手段であったことを思い出せば、我々自身にしてみても言葉にならない部分を、言葉に依らず伝達するための貴重な手段として、表現はありうるはずである。実際のところ、我々は日頃、どれだけ表現すること、されたことに対して関心を向けているだろうか。世の中の多種多様な表現に、日々どれくらい目を向ける機会を持つだろうか。子どもの素朴な表現を前にして、表現を受容し、表現したいという意欲を受け止めるためにも、世の中にある多くの表現に対し、意識を向ける必要があるのではないだろうか。

#### 注

\*1 花篤實・岡田愨吾編集, 2010年, 『新造形表現 理論・実践編』, 三晃書房, p. 62

\*2 文部科学省、幼小連携千束幼稚園と千束小学校の事例  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1252328.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1252328.htm)

\*3 岡健・金澤妙子編集, 2013年, 『演習 保育内容 表現』, 建帛社, p.119

\*4 花篤實・岡田愨吾編集, 2010年, 『新造形表現 理論・実践編』, 三晃書房, p. 37

#### 参考文献

1. 幼稚園教育要領, 文部科学省, 1998年
2. 幼稚園教育要領, 文部科学省, 2008年
3. 幼稚園教育要領, 文部科学省, 2017年
4. 幼稚園教育要領, 文部科学省, 1989年
5. 保育所保育指針, 厚生労働省, 2008年
6. 保育所保育指針, 厚生労働省, 2017年
7. 花篤實・岡田愨吾編集, 2010年, 『新造形表現 理論・実践編』, 三晃書房
8. 岡健・金澤妙子編集, 2013年, 『演習 保育内容 表現』, 建帛社
9. 熊本 工編集, 2001年, 『表現の指導 造形』, 同文書院
10. 花篤實・岡田愨吾編集, 2013年, 『新造形表現 実技編』, 三晃書房